

陳 情 文 書 表

1 件 名 建築物省エネ法の再エネ促進区域設定に関する陳情

2 受 理 番 号 陳情第6号 令和6年8月20日受理

3 陳 情 者 ゼロエミッションを実現する会木更津
佐藤 多津子

4 要 旨

「建築物省エネ法再エネ促進区域」制度は、深刻化する気候危機に対応するため、二酸化炭素排出の3分の1を占める建築物において、エネルギー基本計画で新築の6割に太陽光を設置するとされたことなどを背景に、2022年6月の「改正建築物省エネ法」で定められた。

本制度の「再エネ促進区域」では、建築物の屋根や敷地内に太陽光パネルを付けやすくするための規制緩和が可能となり、再エネに関して建築士から説明義務を課すことができる。説明義務を課すためには条例の制定が必要である。

例えば、屋上に太陽光パネルを付けると建物の高さ制限を超えてしまう場合や、カーポートの上に太陽光を付けるときに建蔽率制限を超えてしまう場合など、条件をクリアすれば特例許可が得られる。

再エネ促進区域では、建築物を建てようとする建築主に対して、建築物へ設置することができる再エネ利用設備について説明する義務が、建築士に課される。その際、説明義務が課される建築物については、市区町村の条例を定める必要がある。なお、この条例は、新規の条例として制定する以外に、他の条例等に内容を規定することも可能とのことである。

この「促進計画」は市区町村が設定する必要がある。横浜市は、1月15日に制度案を公表し、パブリックコメントを開始した。また、同案では、横浜市全域を促進区域にすることになっている。また、建築物の省エネ基準（断熱性能など）についても、より高い説明義務について条例改正をする予定としている。

また、東京都も当制度を前に進める方針を打ち出している。都は促進区域を設定することはできないが、都全域に「再エネ促進区域」指定を目指すとして、都内市区町村のために指針を策定し、支援体制を作っている。

今以上の気候危機を食い止めるためには、省エネをさらに進めて、同時に再エネを拡大する必要がある。再エネの拡大のためには、屋根置き太陽光や太陽熱の利用が欠かせない。すべての市区町村が「再エネ促進区域」を設定するよう、市民として後押ししていきたい。

本市においても「建築物省エネ法再エネ促進区域」の設定を急いでいただきたく、木更津市議会として木更津市に求めるよう陳情する。

5 付 託 委 員 会 建設経済常任委員会